

樹脂ペレットを使用等する事業者の皆様へ

世界的に問題となっている海洋プラスチック汚染に対応するため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき定める「環境への負荷の低減に関する指針」に、樹脂ペレットの漏出防止に係る取組を規定しました。

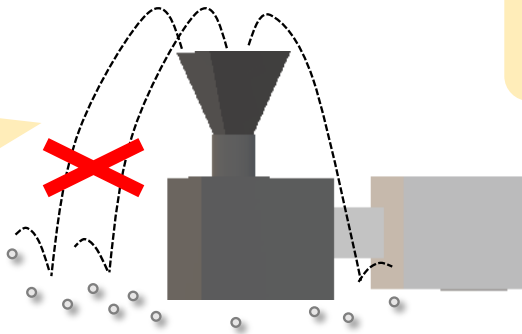
樹脂ペレットを使用等する事業者の方は、指針に基づく取組の推進をお願いします。



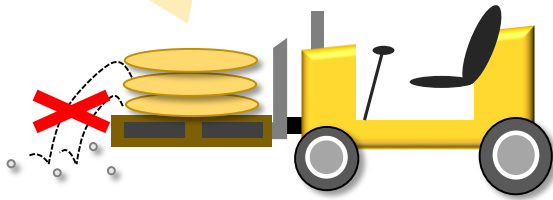
県環境科学センターの調査により相模湾沿岸の海岸で採取された樹脂ペレット

取組事項 1 こぼれ対策と清掃の徹底

①原料投入時やフォークリフトでの運搬作業等には樹脂ペレットが**こぼれることのないよう注意して作業**を行う。



②こぼれた場合には**速やかに清掃・捕集**を行う。



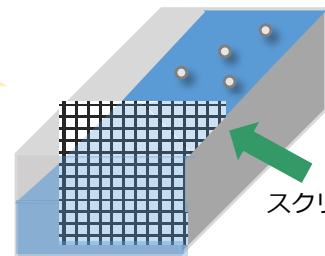
③使い残した樹脂ペレットの**包装の口はしっかり塞ぐ**。



取組事項 2 捕集設備の設置

こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれがある**排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設置**する。

- ◆具体的な設置事例は日本プラスチック工業連盟のホームページも参考にしてください。
URL : <http://www.jpif.gr.jp/9kankyo/kankyo.htm>



スクリーンの設置

取組事項 3 管理体制の整備等

- 取組を徹底するため、作業管理マニュアルを策定し従業員教育を行う等、**管理体制を整備**する。
- 外部業者に**処理を委託する際は**、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することがないよう、**適切な取扱方法について取り決め**を行う。

問合せ先等

- 神奈川県環境農政局環境部大気水質課調整グループ
☎ 045(210)4107

- 「環境への負荷の低減に関する指針」はホームページでご確認いただけます。
URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>